

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	学童クラブにおけるお弁当配送サービス業務の委託について
--------	-----------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部子ども家庭支援課）

事業の概要

事業名	学童クラブにおけるお弁当配送サービス
担当課	子ども家庭支援課
目的	区学童クラブにおいて、夏休み等の学校長期休業期間中に、学童クラブを利用する児童の保護者の弁当作りの負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進するため。
対象者	区学童クラブ登録児童の保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区学童クラブにおける学校長期休業期間中の弁当提供については、区学童クラブ29か所のうち、22か所で、父母会等保護者有志が弁当配達業者との仲介等を行い、当該、区学童クラブでは、注文された弁当を指導員が受け取り、児童に渡している。</p> <p>現在、父母会等保護者有志が弁当配達業者との仲介等を行い注文の取りまとめを行っているが、今後、取りまとめを行う保護者がいなくなる場合も想定される。また、配送にあたり最低注文数を設けている事業者がいることから、最低注文数が満たない場合、注文することができないなど、学童クラブによって同じサービスを提供できないことが課題である。</p> <p>これらの課題に対応するため、学校長期休業期間中におけるお弁当の配送を委託する。なお、保護者が弁当配達業者から購入した弁当を1個から注文できるよう、配送委託料及び手数料については、区が負担する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>区学童クラブ登録児童の保護者が、お弁当の配送を希望する場合、区が契約した弁当配達業者が準備した専用サイトから注文し、希望した利用日に弁当が区学童クラブへ配送されるよう委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>区学童クラブ30箇所（登録児童数 約2,100名） （令和6年4月1日時点）</p> <p>※個人情報の流れは、資料1-1のとおり。</p>

件名 学童クラブにおけるお弁当配送サービス業務の委託について

保有課(担当課)	子ども家庭支援課
登録業務の名称	学童クラブ
委託先	未定(公募型プロポーザル方式により決定する予定。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	児童氏名(ひらがな)、クレジットカード情報、電話番号、学童クラブごとに発行される登録番号、ID・PW(保護者が設定)、メールアドレス
処理させる情報項目の記録媒体	電磁記録媒体(委託事業者が準備したシステム及びサーバ)
委託理由	区学童クラブへ弁当を安全、確実に納品するにあたり、児童が食することを考慮した品目の提供が不可欠であり、また、調理、保管及び配送の際、衛生面と品質管理に万全を期す必要があるため。
委託の内容	区学童クラブ登録児童の保護者から注文を受けた弁当配送業者が、保護者の希望した利用日に、弁当を区学童クラブへ配送する。
委託の開始時期及び期限	令和6年7月中旬頃(夏休み開始)から令和7年3月31日まで(予定)(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり